平成２２年（フ）第４１号
静岡市清水区船原２丁目17番地の１
債務者　荒田　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
東京都小平市小川西町２丁目６番709号
債務者　大坪　尚子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５８号
静岡県静岡市清水区巴町９番19号　イズミビル３階、住民票上の住所静岡県静岡市清水区巴町９番19号
債務者　堀場　信子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５９号
静岡県静岡市清水区巴町９番19号　イズミビル３階、住民票上の住所静岡県静岡市清水区巴町９番19号
債務者　堀場　真澄
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１０８号
宮城県気仙沼市新浜町１丁目３番７号
破産者　株式会社高橋商店
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１３８号
千葉県佐倉市表町３丁目７番地29
破産者　木嶋　　清
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４７号
千葉県成田市横山204番地の48
破産者　有限会社吉田牧場
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第３５６号
盛岡市南大通１丁目15番８号
破産者　盛岡中央プレカット事業協同組合
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３４号
岩手県北上市村崎野16地割132番地26
破産者　建設アシスト株式会社
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２５８号
群馬県伊勢崎市東小保方町3444番地１の２
破産者　株式会社コーエイ
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０８号
埼玉県川越市大字砂新田2555番地10
破産者　扶桑梱包重量有限会社
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８４号
千葉県佐倉市西志津７丁目７番２―301号
破産者　有限会社優紀
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６５７１号
東京都江東区塩浜２丁目11番29号、旧本店所在地東京都墨田区千歳３丁目９番６号
破産者　株式会社ポーラスジャパン
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５７２号
東京都江東区塩浜２丁目11―29―301
破産者　三宅　宗宏
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７号
岐阜県中津川市昭和町７番22号
破産者　倉田　英文
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３０１３号
名古屋市守山区西川原町78番地
破産者　有限会社中峰製作所
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６８号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目17番21号パレ住吉川116号室
破産者　有限会社ノリモト
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６７７号
奈良市柳生下町246番地
破産者　錦生醸造合名会社
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３０２号
岡山県赤磐市西軽部1302番地
破産者　古矢　誠一
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５号
徳島県徳島市飯谷町大ノ上２番地の４
破産者　平岡　敏和
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９８号
北海道旭川市豊岡九条４丁目８番10号
破産者　有限会社アクア設備
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部